

奈良県告示第百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

令和三年八月三日

奈良県知事 荒 井 正 吾

指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	有 限 会 社 より愛 桜井市大字生 田二三五番地
	名 称	所 在 地	有 限 会 社 より愛よ り愛どこ ろありが とう 田二三五番地
訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	名 称	所 在 地	小規模多機能型 居宅介護・介護 予防小規模多機 能型居宅介護・ 認知症対応型共 同生活介護・介 護予防認知症対 応型共同生活介 護
居宅サービスの種類	令和三年八月一日		